

アメリカにおける 「特別償却」の経済的効果* (1)

小 森 瞭 一

目 次

- 1 特別償却の自己金融
 - 1.1 特別償却の自己金融への刺激
 - 1.2 単一投資の場合
 - 1.3 一定額の投資の流れの場合
 - 1.4 投資の状況に応じた内部資金への影響
- 2 特別償却と節税効果
 - 2.1 特別償却適用期における税率
 - 2.2 税率の変化と節税利益
- 3 特別償却と価格効果
 - 3.1 価格への影響
 - 3.2 政府当局の見解と価格への影響
 - 3.3 国防省通達と真正減価償却
 - 3.4 節税効果と価格効果の相対的重要性

1 特別償却と自己金融

1.1 特別償却の自己金融への刺激

経済政策の諸目的には国民経済の安定、経済成長と発展、国民所得の増大、雇用の拡大等々があり、さらに現実的には歳入の確保、相対的公平性の維持と同時に投資を刺激する租税政策や財政支出計画の確立が望まれる。

とくに政府支出の増加傾向が一般化し、在庫拡張から生ずるインフレ傾向のある準戦時体制とも言える緊急期間においては、軍需生産設備拡張のため資本

* 以下本文における「特別償却」はアメリカにおける「5カ年特別償却」を指すものとする。

財投資が集中する必要時に消費者購買力もおおられる傾向がある。

朝鮮戦争期の緊急期間における特別償却も緊急設備に対する必要証明書の発行を通じて、企業の設備投資を刺激することを目的とした政策であった。

企業の財務計算における期間損益に影響を与えず、ただ租税目的上、税務計算における課税所得算出過程で特別償却を控除項目と認めるこの特別償却の導入は次の3つの方法で、企業の自己金融面への刺激を与えたと考えられる¹⁾。

- (1) 企業から政府や株主への資金の流れの周期性に与える影響。
- (2) 租税債務の繰延べに伴い、納税資金調達の延期による内部資金の余裕。
- (3) 政府が設備投資の取得原価を早急に課税所得からの控除項目として認めることにより投資収益の分け前を受ける時期が早まるために生ずる時差益。そこでわれわれは特別償却が内部資金に対して及ぼす影響を企業の投資状況に応じてアメリカでの通常償却法である定額法による場合と比較しながら検討してみよう。

1.2 単一投資の場合

特別償却が全然他の設備を有さない新しい企業において、ただ1回の投資に対して特別償却が適用される場合どのように内部資金が影響をうけるかをみよう。例を簡単にするため、この企業は、特別償却および減価償却控除前の利益が毎年80,000ドルあり税率を45%とする。

このような場合唯一の投資で240,000ドル緊急設備に投資された場合、取得原価全額に対する5ヵ年特別償却と普通償却である定額法とのいずれかの方法による結果の利用可能な内部資金の量とその差を表すと第1表の通りとなる。

この差額が正の場合は政府からの無利子の貸付金であり、負の年度はその無利子貸付金の返済と考えられる。

周知のように企業における内部金融は減価償却と税引後利益を主とする内部

1) R. W. Lindholm, "The Impact of Accelerated Depreciation," *National Tax Journal* Vol. IV, No. 2, June, 1951, p. 181.

第1表 単一投資の内部資金への影響 (単位:1,000ドル)

年 度	各年度期首の資産の 未償却残高		減価償却引当金		各年度末利用可能内部資金		
	普通償却	特別償却	普通償却 8 1/2 %	特別償却 20 %	普通償却	特別償却	差 額
1	240	240	20	48	53	65.6	12.6
2	220	192	20	48	53	65.6	12.6
3	200	144	20	48	53	65.6	12.6
4	180	96	20	48	53	65.6	12.6
5	160	48	20	48	53	65.6	12.6
6	140	0	20	0	53	44	△9
⋮							
11	40	0	20	0	53	44	△9
12	20	0	20	0	53	44	△9
計			240	240	636	636	0

留保を主な源泉としている。

この例においても利用可能な内部資金は減価償却額と毎年の税引前利益から税金を控除した後の合計額として計算されている。

例えば、第1年度の利用可能内部資金は次の通りである。

普通償却：減価償却(20) + 償却後税引前利益(80-20) × [1-税率(0.45)] = 53

特別償却：特別償却(48) + 償却後税引前利益(80-48) × [1-税率(0.45)] = 65.6

第1表から見ると単一投資の場合、特別償却の採用は特別償却実施期間中に利用可能な内部資金を著しく増加させ、特別償却期間終了後は逆に普通償却の方が特別償却の場合より内部資金は多くなり、全期間を通じて両者の利用可能内部資金合計はいずれも等しくなる。すなわち利用可能内部資金は普通償却の場合は毎年同一額であるが、特別償却の場合は特別償却期間中は毎年普通償却よりも12,600ドルだけ過大となり、特別償却期間後は毎年9,000ドルだけ少な

くなる。このことは特別償却が政府の無利子貸付金であるという考えが理解しうるような結果である。すなわち、特別償却期間中における特別償却の方が普通償却を超える超過額は税金の支払額の減少により政府から無利子の貸付を受けたことであり、その後特別償却期間終了後における減少額はその返済を示し、償却期間終了まで完納することを示したものといえる²⁾。

特別償却が新企業や新投資を行う成長企業に与える内部資金への影響は、投資時よりもむしろ数年間にわたる課税所得の減価償却控除を通じて実現する。このことはかかる設備購入が借入金により調達された場合、利用可能な内部資金の増大によりその返済期限を早め、外部金融による金利負担を削減させることにより企業収益の状態をより早期に向上させるものと考えられる。このことから、今日の企業会計は自己資本の立場から計算されているため、外部金融による借入金利息を費用化することは認めているが、同じく償却資産に投下されたものでも自己資金によりまかなわれたものについての計算利息は課税所得上損金に落とすことは認められていない。このことにより企業間の相対的比較をする場合、課税所得の算定に同じ償却資産の場合でも差異を生じ、公平性を欠くことが考えられる。

このため、自己資金により調達された場合、借入金により設備投資した場合よりも利息負担分だけ課税所得計算上不公平さが生ずる³⁾。また法人税率が高くなればなる程、利用可能資金の両者の差異は当初ますます増大することから戦時中の超過税率が適用される期間において特別償却が採用されることはその効果を大きくする。

1.3 一定額の投資の流れの場合

毎年、一定額ずつ投資される安定的投資をもつ企業すなわち、完全に安定化

2) J. K. Butters and Lintner, *Effect of Federal Taxes on Growing Enterprise*, Harvard University Press, Boston, 1945, p. 135.

3) E. C. Brown, "Business Income Taxation and Investment Incentives" in *Income, Employment and Public Policy*, Norton, New York, 1948, p. 313.

第2表 一定額の投資の流れがある場合の内部資金への影響

(単位:1,000ドル)

年 度	各年度期首の資産の 未償却残高		新投資	減価償却引当金		各年度末利用可能内部資金			
	普通償却	特別償却		普通償却 10%	特別償却 20%	普通償却	特別償却	差 額	累 計
1	240	240	24	24	48.0	54.8	65.6	10.8	10.8
2	240	216	24	24	43.2	54.8	63.4	8.6	19.4
3	240	196.8	24	24	39.4	54.8	61.7	6.9	26.3
4	240	181.4	24	24	36.3	54.8	60.3	5.5	31.8
5	240	169.2	24	24	33.8	54.8	59.2	4.4	36.2
10	240	136.1	24	24	27.2	54.8	56.2	1.2	48.1
15	240	125.3	24	24	25.1	54.8	55.3	0.5	52.0
20	240	121.7	24	24	24.3	54.8	55.0	0.2	53.3

した企業について特別償却の内部金融に与える影響を見ることにしよう。

これは既存企業で毎年置換投資の形で一定額ずつ投資する例であるが、まず第1年目の期首に240,000ドルという償却資産を有し、その後毎年24,000ドルずつ償却資産への投資を行っている場合、償却及び税引前年所得を80,000ドルとし税率45%、普通償却率を計算の簡略化のため10%と仮定すると、利用可能資金は第2表の通りとなる。

この場合投資を置換投資と考えるため普通償却額に等しい額が、毎年取替のため投資されることになる。

この表の利用可能内部資金の計算は、第1年目を例にとると次の通りである。

普通償却：減価償却(24) + 償却後税引前利益(80-24) × (1-税率) = 54.8

特別償却：特別償却(48) + 償却後税引前利益(80-48) × (1-税率) = 65.6

この表から見ると、一定額の置換投資が行われる安定企業の場合、特別償却による利用可能資金額は普通償却のそれを毎年上回っている。

すなわち普通償却の場合、利用可能内部資金は、毎年、54,800ドルであるが

特別償却の場合は初年度、65,600ドルから20年後の55,000ドルまでいずれも普通償却の場合よりもその差額は縮まるが超えている。

この例では、内部資金の差の累計は20年後も増加しつづけ、最終的には54,000ドルという値に収斂する。

単一投資の場合は内部資金の面から見た特別償却の機能は政府の無利子貸付の性格を如実に示していたが、一定額の投資の流れがある場合は、特別償却は絶えず普通償却の場合よりも大となっていることから無利子の政府貸付金が漸次増加することが判かる。この利用可能な内部資金はその置換投資が続くかぎり返済する必要のない安定した政府の無利子貸付であり、補助金になるといえるよう。

このように相当の緊急設備をすでに所有し、また每期取替を行っている会社の場合には、特別償却の自己金融への影響はたんに政府の無利子の貸付金を増加させるのではなく返済不要の補助金を与える効果をもっていることがわかるであろう。

また一定額の投資が、ある年度から中断すると、特別償却による内部資金の超過額はその年度から激減し、早晩普通償却の場合よりも少なくなることが解る。

前掲の仮定と同じ例で第4年度から投資が0となった場合を仮定すると、第3表のようになる。

これによると利用可能な内部資金は普通償却の場合は第3年目までは毎年54,800ドル、投資が行われなくなった第4年目以降は毎年53,720ドルであるが、特別償却の場合毎年漸減しているが、投資が行われなくなった第4年目から急減し、以降減少傾向が続いている。

特別償却による利用可能内部資金が普通償却の場合を超える差額は第5年目までは正であるが、第6年目からは負となる。

この差額の累計額は第5年目で32,360ドルという最高値となり、第6年目以降は減少する。

その減少割合は次第に加速される傾向にある。

第3表 一定額の投資の流れが中断したときの内部資金への影響

(単位: 1,000ドル)

年度	各年度期首の資産の 未償却残高		投資	減価償却引当金		各年度末利用可能内部資金			
	普通償却	特別償却		普通償却 10%	特別償却 20%	普通償却	特別償却	差額	差額累計
1	240	240	24	24	48.0	54.8	65.6	10.8	10.8
2	240	216	24	24	43.2	54.8	63.4	8.6	19.4
3	240	196.8	24	24	39.4	54.8	61.7	6.9	26.3
4	216	157.4	0	21.6	31.48	53.72	58.17	4.45	30.75
5	192	125.92	0	21.6	25.18	53.72	55.33	1.61	32.36
6	170.4	100.74	0	21.6	20.15	53.72	53.07	△0.65	31.71
7	148.8	80.59	0	21.6	18.12	53.72	52.15	△1.57	30.14
8	127.2	62.47	0	21.6	12.49	53.72	49.62	△4.10	26.04
9	105.6	49.98	0	21.6	10.00	53.72	48.5	△5.22	20.82
10	84	39.98	0	21.6	8.00	53.72	47.6	△6.12	14.70

これらのことを見ると、当初補助金と考えられていた特別償却の内部資金への影響は一定額の投資の流れを前提としてのみ言っているのであって、この投資の流れが中断するとふたたび無利子の貸付金に戻り、その返済が投資を行われなくなった2年後から行わねばならないことを示している。

1.4 投資の状況に応じた内部資金への影響

以上見てきたように、償却資産への投資の状況により特別償却が企業の内部資金に与える影響は異なって来る。

これらの関係を要約すると次の通りである⁴⁾。

- (1) 特別償却の採用は特別償却期間中、即座に内部資金の相当の増加をもたらす。

4) R. W. Lindholm, *op. cit.*, p. 183.

- (2) この増加は特別償却期間中に集中する。
- (3) この内部資金の変動の大きさは特別償却の割合が大きい程増加し、税率が上がれば上がる程、普通償却との比較による特別償却が内部資金へ及ぼす影響は大となる。
- (4) 新しい企業や追加投資による新設備が特別償却に付される場合は、一定額の置換投資を継続している企業の場合よりも、内部資金への影響は急激でかつ変化が比較的大きい。
- (5) 新しい企業や新投資を行う場合は特別償却は無利子の政府貸付金であるが、一定額の置換投資を毎年行う定常の状態の企業では一定額の補助金的性格に変わる。ただし、この補助金は一定額の投資の流れが継続されることを前提としているので返還条件付き補助金と言える。
- (6) 定常の状態の側から類推すると、一定率で毎年投資額を増大させて行く成長企業の下では、この補助金は一定額の投資の流れの場合のように、最高限度額に収斂する一定額の性格をもつのではなく、無制限に拡大しうる補助金が必要証明書により与えられていることになる。但し、この補助金も前述の返還条件付きである点では同じ性格のものといえる。
- (7) 特別償却期間以降に税率が減少すると、特別償却が普通償却よりもより多くの内部資金を与えることが出来、特別償却採用の有利さが増大する。
- (8) 企業活動が沈滞化し、収益力が低下して来るにしたがい、特別償却採用により生ずる利用可能資金の余裕は増大し、その効果は大きくなる。もちろん、控除されるべき特別償却額全額を回収しうるだけの課税所得があることを前提とするが。
- (9) 以上の結果、特別償却は投資が盛んな時期に連邦所得税負担を軽減させ、投資が不活発な時に租税債務を増大させる。いずれにせよ特別償却が内部資金に生じる自己金融効果によって投資を刺激することは疑いないと言える⁵⁾。

5) R. W. Lindholm, *op. cit.*, p. 185.

2 特別償却の節税効果

2.1 特別償却適用期における税率

国防生産設備の拡大投資に刺激を与えるための特別償却はそれが税務計算上とくに短縮された償却期間を使用することから、第一義的には節税による直接的即効的效果に期待を寄せられていた。

国家緊急期間には一般に国防軍事計画の拡大により財政支出の膨張は不可避であり、それを調達するための財政収入面においては税率の引上げが行われるのが常であった。このように緊急期間中は高水準の税率が適用されるのが一般であり、この高率税が新設備の投資を遅延させる役割を果たしてきた。とくに、緊急期間の初期にあっては通常の法人税と超過利潤税が同時に課せられる例が多く、この両方を合わせると最高約80%以上の限界税率が法人所得に対して課せられており、平均有効税率は60%をやや上回っている状況であった⁶⁾。超過利潤税の方は実際に広く適用されるようになると低下するという経験的結果はあるが、少なくとも緊急期間の当初の期間においては高率税水準の主たる原因であった。このような高い限界税率や全般的に高水準の有効税率が緊急期間においては一般に考えられるのであるが、これが高ければ高い程将来において税率が実質的に減少する期待が高まって来る⁷⁾。緊急期間における高い税率は高額税として社外流出を生じるため投資資金となるべき内部留保を減少させ、新投資の意欲を減少させており、特別償却はこの投資採算の点で企業に投資刺激を与える一方、それが限界的に高税率水準の下であることから将来税率の何らかの減少の可能性は高く、後に示されるように特別償却期間後税率が低下することによる積極的な節税利益の期待は特別償却を一層魅力あるものとして来た。

6) L. D. Coolidge, "Accelerated Depreciation in a Defense Economy," *Western Economic Association Proceedings*, 1951, XXVI, p. 80.

7) 開戦時上昇する戦争利益に対して高税率が適用され、戦後税率は平和産業への転換促進のため低下する。戦後税率が低下する傾向から戦争初期の高税率期に特別償却を適用することは法人税債務を実質的に減少させることとなる。R. W. Lindholm, *op. cit.*, p. 184.

2.2 税率の変化と節税利益

特別償却を使用した場合の租税上の直接効果は一般に租税の繰延べと考えられているが、それは特別償却が認められた5年間の節税がその後の残存耐用年数期間における相対的に減少する負の節税のために相殺されてしまう。すなわち、税率が特別償却期間の前後一定不変であるとすれば、時差益の現在価値の差額だけで実質的な節税効果はない。しかし、もし国内経済の停滞に対する反論や国際緊張の緩和に伴う超過利潤税の廃止や一般税率の引下げが行われたとすれば、企業は高税率下においてした特別償却による節税利益は5年経過後の相対的過大利益に対して低下した税率を適用することによるマイナスの節税利益よりも大となり、ここに積極的な節税利益が発生する。もちろん、逆に特別償却期間以後に税率が上昇した場合は反対にマイナスの節税効果が生ずるのであるが、歴史的事実として緊急期間においては全般的な税率水準が高いのみならず超過利潤税など緊急期間に独自の臨時課税が行われていることからもすでに限界の高水準にあり、将来の予測としては上昇することよりも低下することに一般的期待がもたれていることから税率低下の場合を考えることがより現実的といえる。

そこでかかる節税効果を算定するため次のような例を設定してみよう。すなわち、取得原価の70%に対して特別償却の承認が得られ超過利潤税が取得後5年間の特別償却期間中に適用され、その期間の企業所得に対しては80%の税率で課税されるが、その後は超過利潤税が中止され、50%に税率が低下する場合を例として考えよう。例をより現実的にするため、非証明部分に対しては通常の減価償却（残存価額を零とした定額法）に付されるとすると耐用年数が、10年、20年、33年の各資産についてのおのおのの数値は第4表の正常償却率10%、5%、3%の各欄に該当する。

今、耐用年数10年の資産について税率低下の節税効果をみることにしよう。

取得原価100,000ドルの70%に対して特別償却の承認が必要証明書により与えられたのであるから、70,000ドルを5年間で均等償却すると、年14,000ドル

第4表 国防経済下において特別償却の使用による純節税額

(5年後税率低下, 80%→50%)

	通常減価償却率		
	10% 10年	5% 20年	3% 33年
1. 資産の取得原価	\$ 100,000	\$ 100,000	\$ 100,000
2. 年特別償却費……取得原価の70%×20%	14,000	14,000	14,000
3. 年通常償却費	10,000	5,000	3,000
4. 特別償却が通常償却を上回る超過額	4,000	9,000	11,000
5. 非証明部分である取得原価の30%に対する 税務計算上の通常年減価償却費	3,000	1,500	900
6. 特別償却の正常償却超過額と非証明分 30%の通常償却費	7,000	10,500	11,900
7. 限界所得に対する80%の税率を仮定した 当初5年の各年節税額 (6)×0.8	5,600	8,400	9,520
8. 5ヶ年特別償却期間を通じての総節税額 (7)×5	28,000	42,000	47,600
9. 予想税率50%として緊急期間後各年度の 負の節税額	3,500	1,750	1,050
10. 負の節税額合計 (9)×残存通常償却年数	17,500	26,250	29,400
11. 純節税額 (8)-(10)	10,500	15,750	18,200

D. A. Thomas, Accelerated Depreciation, Ann Arbor, New York, 1957, p. 68. 第5表より

の特別償却費が出る。特別償却が認められない場合においては定額法による通常償却であり、それは年10,000ドルであるから特別償却により年4,000ドルずつ多く償却される結果となる。さらに必要証明書により承認されなかった取得原価の30%に対しては別枠で年10%の通常償却を行うことが出来るので結局特別償却期間はそうでない場合よりも7,000ドル(3,000+4,000)ずつ多く償却されることになる。この間の税率が超過利潤税により80%と仮定すると、毎年5,600ドルが特別償却に認められることにより生じた節税利益ということになる。この節税額は特別償却期間を通じて毎年生ずるので、5年間合計では28,000ドルとなる。他方、5年経過後は特別償却はなくなり、ただ非承認割合に該当する30,000ドルに対して年10%の割合で通常償却が行われるにすぎない。

したがって、特別償却を行わない場合は毎年10,000ドルの通常償却が行われているのに対して3,000ドルしか行われぬ結果、年7,000ドルずつ課税利益が多く出ることになる。この差額7,000ドルに対して5年後は超過利潤税廃止という仮定から税率が50%に低下したと考えると、3,500ドル ($7,000 \times 50\%$) が負の節税額と考えられる。耐用年数10年の資産を仮定しているのだから、この負の節税額が生ずる年数は5年 (10年マイナス5年) と考えられるので、負の節税額合計は17,500ドルとなる。これを特別償却期間中の節税総額から控除すれば10,500ドルの純節税額が得られる。このように税率の低下は特別償却を単なる課税の繰延べにすぎない自己金融による時差益のみならず積極的な節税額を与えることが解るであろう。この純節税額は上述の例によれば、耐用年数10年の資産の場合は取得原価の約10.5%、20年資産でみると15.75%、33年資産の場合、18.2%と耐用年数の長い資産ほどその節税額は大きくなっていることが解る。この節税額は耐用年数の全期間を通じて事後的に節税額を合計したのにすぎないが、投資刺激を目的とする特別償却の政策効果を見るためには、この節税利益が設備を取得するか否かを判断する投資意思決定時点における利益でなければならない。

言うまでもなく、投資意思決定は多くの要素により左右されるが、特別償却の節税効果による投資刺激は特別償却の使用による正または負の節税が現在価値に割引かれることにより考えられる。そこで第4表の例をより現実的にするためその節税額を現在価値に還元してみると第5表の通りとなる。

この場合現在価値に還元する割引率を5%とすると、耐用年数10年、20年、33年の特別償却期間中の純節税額は第5表によりそれぞれ5,600ドル、8,400ドル、9,520ドルであり、負の節税額は3,500ドル、1,750ドル、1,050ドルとなる。いま、この当初5年間の正の節税額は5年間5%の年金現価率での現在価値をみると、おのおの24,245ドル、36,367ドル、41,217ドルとなる。他方、負の現在価値は5年経過後各耐用年数末までの5%の年金現価率で現在価値をみると、11,873ドル、14,232ドル、11,258ドルとなる。投資意思決定時における節税利

第5表 国防経済下において特別償却使用による節税利益の現在価値

	通常減価償却率		
	10% 10年	5% 20年	3% 33年
1. 当初5年間の各年度節税額	\$ 5,600	\$ 8,400	\$ 9,520
2. 緊急期間後の各年度負の節税額	3,500	1,750	1,050
3. 節税額の現在価値			
A. \$ 5,600 × 4.3294767 ^㉓	24,245		
B. \$ 8,400 × 4.3294767		36,367	
C. \$ 9,520 × 4.3294767			41,217
4. 5年経過後の負の節税額の現在価値			
A. \$ 3,500 × 3.3922582 ^㉔	11,873		
B. \$ 1,750 × 8.1327336 ^㉕		14,232	
C. \$ 1,050 × 11.6730725 ^㉖			11,258
5. 投資決定時における節税利益の現在価値 (3)-(4)	12,372	22,135	29,959
6. 年平均利益			
A. \$ 12,372 ÷ 7.7217349 ^㉗	1,602		
B. \$ 22,135 ÷ 12.4622103 ^㉘		1,776	
C. \$ 29,959 ÷ 16.0025492 ^㉙			1,872

a. 5年間5%の年金現価

c. 5年経過後20年間5%の年金現価

e. 10年間5%の年金現価

g. 33年間5%の年金現価

D. A. Thomas, *op. cit.*, p. 71. 第6表より

b. 5年経過後10年間5%の年金現価

d. 5年経過後33年間5%の年金現価

f. 20年間5%の年金現価

益は現在価値でおのおの12,372ドル, 22,135ドル, 29,959ドルとなる。このことは一般に事後的に、全耐用年数経過後に節税額をみる場合よりも現在価値でみた方が、節税効果が高いことが解るであろう。特別償却期間経過後税率が80%から50%に低下することにより耐用年数10年の場合は取得原価の約12.4%、20年資産の場合22.1%、33年資産の場合約30%となることが解る。

耐用年数が長い資産ほど節税効果が高まることは現在価値の場合も同様であるが、その取得原価に対する割合は耐用年数の長いものほど現在価値に還元した場合の割合の方が大きく、したがって投資刺激も大きいと言えよう。また、

この投資意思決定時における現在価値を耐用年数期間の毎年均等な節税額として還元すると大体、3者の値は近づく。すなわち、10年資産のものは取得原価の約1.6%、20年資産のものは取得原価の約1.78%、33年資産のものは1.87%と僅かながら長いもの程大きい傾向がある。

以上のように、税率が特別償却期間経過後に低下するという仮定（この仮定は既述のように特別償却実施時の税率が比較的高水準であることから現実的仮定と考えられるが）の下では単に課税の繰延べということのみならず積極的な節税効果があり、この期待は国防生産設備への投資刺激に役立ったものと考えられる。しかし、この節税効果も耐用年数の各年における現在価値でみると耐用年数により差異があるとは言え仮説の例で見られるように税率が30%低下した場合でもせいぜい取得原価の2%以下であり、その限りでは特別償却の積極的節税効果だけならば、それほど大きいものとは考えられない。

このように節税利益そのものの割合は少ないにしても、必要証明書の承認割合が国防目標を達成する以上に高い割合で認められる場合にはこの計算例以上の恩典を企業に与えることになる。また、実際の経済的陳腐化が正常償却ではまかなえない位大きい場合には、特別償却さえも通常の償却部分と考えられ、したがって、このような場合は節税利益は時にはマイナスとなることもあろう。もちろん、このような場合は特別償却本来の目的ではなく、むしろ通常償却率を高めるべく耐用年数の短縮が必要な場合と考えられよう。

3 特別償却と価格効果

3.1 価格への影響

特別償却の論争の当初は、投資刺激としての税務計算上の効果に関心がもたれて来たとし、歴史的にも、政策上もまずこの面が強調されてきたのは事実である。

しかし、本来減価償却は製造原価要素の一つであり、特別償却の対象となる緊急設備により作られた軍需製品の政府買上げ価格算定の際の原価と考えるか

否かにより政府の軍需品買上げ価格そのものに変化を与えることになる。

自由主義経済では、価格は市場の需給関係により決定されるが、長期的に見ると多くの価格は、原価から算定され、また特別償却が価格決定目的における原価構成要素として考えられてきた⁸⁾。

このことは民需品の場合よりも、戦争目的や国防生産目的のための軍需品においてそうである。

特別償却を認める必要証明書は税務計算上承認割合に該当する取得原価部分を5ヵ年で償却することを認めたものであるが、それは政府買上げ契約で価格算定の基礎としての原価に算入する権利が与えられたわけではなかった。

この特別償却を価格算定の原価要素として認めることは、かかる緊急設備の取得原価を収益の面から投下資本の回収を保証することであって、政府買上契約にあっては単に費用化することにより資本回収することが出来る十分な収益の保証を意味する。

もし原価要素として認められない場合は費用化された特別償却は、他の収益から控除されるか、他の収益がなければ課税所得を負にするにすぎず、単に費用が短期的に多いということだけでは必ずしも企業にとって有利であるとは言えない。

この意味から特別償却を価格算定基礎としての原価に認められるか否かは特別償却の経済的効果を考える場合においても非常に重要である。

特別償却が価格決定に際して用いられる原価項目として認められるとすれば、価格への種々の面で影響を与えることになる。

その影響は、緊急設備により作られた生産物の価格決定メカニズムの形態に依存する。

この価格への影響を見るために J. P. Miller は次の4つの典型的な場合を挙

8) J. P. Miller, "The Pricing Effects of Accelerated Amortization," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 37, 1955, p. 10. この原価から決定される価格については2つの状況が考えられる。

①原価に一定数または一定割合の利潤を加えることにより決定される価格。②特定の原価の変動に準じ逐次変化する価格。

げている⁹⁾。

(1) 価格が競争により決定される自由競争市場経済では、特別償却は、製造原価を引下げうるだけの生産能力を増加させる場合においてのみ特別償却は価格に影響を与える。

同一業種の全企業にとってこの効果をみると特別償却が行なわれている期間中及び期間後も価格を低下させる場合がある。

(2) 価格及び価格変化が個別企業の原価及び原価の変化に基づいている市場にあっては、その影響は特別償却期間中は価格を増加させ、特別償却期間後は価格を減少させることになる。

(3) 第二次大戦中に必要証明書を受けた企業は、戦時中、製品を原価算定価格 (Cost-determined Price) により売却し、戦後は市場決定価格 (Market-determined Price) で売却してきた。

したがって、このような企業は戦時中は、設備の総取得原価及び許容利潤分を回収するに十分なだけの額を価格面で影響を与えるが、戦後は原価とは直接結びつかない市場決定価格だけしか回収されない。これはとくに特殊軍需品の生産者にあてはまる。朝鮮戦争期の緊急期間中に必要証明書を受けた一部の企業も同様な経験をするであろう。

(4) 一部業種では、価格は個別企業の原価とは直接結びつかないが、当業種の平均原価と結びついている場合がある。この場合はしばしば、直接価格統制の条件の下で妥当する。

第二次大戦以来このことは鉄鋼のような、一部業種における価格決定機構において見られる。

このようなケースでは特別償却は、初期の間においては価格を増加させ、後年に価格を相対的に低下させる傾向を生じる。

もちろん特別償却期間以後における低下傾向は、もしその期間中に当業種の価格が原価から算定されるよりも市場で決定されるような場合には見られない。

9) J. P. Miller, *op. cit.*, pp. 13-14.

この種の価格決定傾向は、特別償却の価格への影響や歳入への影響とは異なり、必要証明書の所有者である各企業に対してよりもむしろ、大部分産業や業種間レベルで分割して観察出来るにすぎない。

このように特別償却が価格に与える影響はそれぞれの価格決定メカニズムにより画一的には定まらないが、最もその影響を直接的に見られるのは価格が原価から算定される場合である。

この場合は特別償却期間中の価格は特別償却分をも含めるため高くなり、他方費用面では、特別償却が損金算入されるため、結局高い価格による利潤は特別償却による高い費用により資本回収されるため課税利益は相殺され過大にならない。

問題はむしろ、この5年間の特別償却期間以後においてもなおこの緊急設備が使用され、その生産物価格の決定がやはり原価から算定された場合、他の条件を同じとすれば非常にその生産物価格が低下することである。

生産物そのものの実質的効用は同じにも拘わらず、特別償却期間後はその販売価格が著しく低下する結果、買手はむしろその購入時期を遅らすことも考えられる。

もし特別償却期間後に価格決定メカニズムが、原価算定方式から市場決定方式へと変更した場合には、特別償却期間を終えた緊急設備をもつ企業の市場競争力は異常に強まるであろう。

また特別償却期間を終えた緊急設備をもつ企業で、もし価格が原価算定方式によらなければ特別償却期間後は、高価格に対応する費用がないため、相当の高利潤を上げるかもしれないが、かかる高利潤に対しては普通所得税の他、超過利潤税も加わり緊急期間中最高82%の高税率によるため、その過大利益の82%は歳入として国庫に回収され、企業にはわずか18%が留保されるに止まる¹⁰⁾。

10) D. A. Thomas, *op. cit.*, p. 14.

3.2 政府当局の見解と価格への影響

第二次大戦中に認められた特別償却を原価の中に入れるべきか、否かについて少なからず当局の間でも混乱があった。このことは特別償却の定義に関する問題でもあり、その所でも触れたが、同時にそれは特別償却が主に軍需品の政府買上げ契約に関連していることから、政府買上げ価格に直接影響するため今一度価格効果の側面から見てみよう。

第二次大戦当初においては、特別償却は政府の買上げ価格契約の決定の際に含まれるべきではないという見解が主流を占めていた。

たとえば政府との契約価格には普通償却以上の償却費が含まれていないことを立証する非償還証明書 (Non-reimbursement Certificate) を入手することが必要証明書を得る一つの条件であったし、国防諮問委員会 (National Defense Advisory Commission) の政策にも示されていた¹¹⁾。

また軍部規約 (War Dept. Regulation) では「(証明書により認められた) 設備を使用する契約価格を交渉する場合……価格は設備の普通償却額のみを含む基準に限定し、第124節による税法上認められた特別償却を含めない。

換言すれば、軍需品契約者は契約価格の中に特別償却を含めてはならない。」¹²⁾ と具体的に規定している。

この基本見解は、1943年再交渉法 (Renegotiation Act) により大幅に改訂され、税務計算上認められる全コストは再交渉 (Renegotiation) においては控除することが出来るようになった¹³⁾。

この結果、特別償却も契約価格算定の原価項目という考えが一般化してきた。

第二次大戦中、陸軍は当初契約価格決定 (Initial Pricing) の政策として「正常償却」 (Normal Depreciation) のみを控除しうる政策を採用してきたが、海軍はこれについての制約は陸軍よりも自由であった。

11) J. P. Miller, *op. cit.*, p. 11.

12) Army Procurement Regulation, par. 238. 1.

13) Public Law 235, 78th Congress 1944. 25, Feb.

特別償却が正常償却を超過する超過額は、当初契約価格決定においては控除出来ないが、法定再交渉 (Statutory Renegotiation) の下での再交渉価格決定ではその控除が認められた¹⁴⁾。

この不統一性が完全に調整されなかったため、第二次大戦後の緊急期間においてもなおこの問題はくすぶりつづけていた。

たとえば価格安定局 (Office of Price Stabilization) は、価格統制を受ける生産物の価格査定においては緊急設備に対しても正常償却 (Normal Depreciation) 以上の額を認めるべきではないという政策をとってきたし、公共料金の決定に際して、鉄道や公共事業の緊急施設の減価償却に関して各種規制団体は同様な立場をとった¹⁵⁾。

1951年の再交渉法 (Renegotiation Act of 1951) は超過利潤を減少させるため、再交渉企業に認められる控除原価の一つとして緊急施設の特別償却費を認めることを継続する必要性を強調した。

その根拠として連邦歳入法で課税所得の決定に際しては、特別償却全額が控除項目として認められていることを指摘している。

このように特別償却を価格算定の場合の原価に含めるべきか、否かについては第二次大戦後もその解決に混乱が生じていた。

そこで国防省 (Dept. of Defense) はその取扱いについて指令を出して明らかにした。

3.3 国防省指令と真正減価償却

1952年12月10日の国防省指令 (Directive) No. 410534 は政府との買上契約価格交渉における価格決定に際して必要証明書に包括される緊急設備の特別償却の取扱いについて真正減価償却という概念を取り入れて、価格決定における原

14) H. W. Bordner, "Defense Dept. Policy in Use of Accelerated Amortization as a Cost in Contracts," *Journal of Accountancy*, Feb. 1953, p. 184.

15) H. W. Bordner, *op. cit.*, p. 179.

価に算入しうる特別償却の範囲を明らかにした。

まず、この指令の適用範囲は、陸海空軍の軍需品調達価格交渉に際して、必要証明書で認められた緊急設備を使用する契約価格及び、再交渉価格決定に原価として算入するすべての契約を含む。形態的に見ると、原価補償契約、価格再決定の文言を含む契約、刺激型契約、企業との価格交渉に際して見積原価が使用される価格一定契約等を含んでいる¹⁶⁾。

その基本原則としては国防動員命令 (Defense Mobilization Order) No. 11 でも示されているように、緊急期間中に合理的に配分され交渉契約価格に原価として認められる控除額は異常な陳腐化を含む真正減価償却 (True Depreciation) としている。

真正減価償却を超過する緊急設備の特別償却は、この超過分が税務計算上特別償却の必要証明書に含まれているか否かを問わず、交渉契約価格におけるコストの一要素として控除することが認められないと明言している¹⁷⁾。

問題はこの真正減価償却という語であるが、それは使用磨滅、物理的減耗以外に、将来における不適応、不十分さや陳腐化などを理由として消滅した資本的損失を配分する場合の償却額である。

設備の陳腐化は、個々の機械設備の経済的有用性を左右する変化や、一産業の製品の需要を左右する技術的变化のように生産設備の生産能力はそのままにして、その経済的有用性を減少させる結果生ずる。

「真正減価償却」の特徴は、緊急期間後の陳腐化を加味した減価償却を意味するが、それが必ずしも5ヵ年特別償却と一致するとは限らない。

このことは緊急期間中、および緊急期間後の設備の原価配分として次の要素を考慮しなければならないとしていることから判かる¹⁸⁾。

- ① 生産に供する期間中における設備の将来の予想緊急有用性。これは設備

16) Dept. of Defense Directive, *Journal of Accountancy*, Feb., 1953, p. 186.

17) Dept. of Defense Directive, *op. cit.*, III. 基本原則のA.

18) Dept. of Defense, *op. cit.*, III. 基本原則のE.

が緊急期間後使用せられる場合(軍需用または平和産業用)に有すると考えられる経済的価値の大きさと関連する。

- ② 緊急用設備の特殊仕様に要するコストは国防用として専ら配分されねばならない。
- ③ 緊急設備の取得原価中、必要証明書により特別償却が認められた割合と、認められずに税務計算上、正常減価償却に付される部分との割合。
- ④ 平和時に、有用性をもつ設備の正常的平和時の耐用年数。

必要証明書は緊急期間中、税務計算目的のため緊急設備に対する償却額を、特別償却として認めるが、これが、真正減価償却と必ずしも一致しない。

もしそれが真正減価償却以上の場合、真正減価償却において、必要と考えられる以上の刺激を与えることになるが、契約価格としてはその超過分は価格に算入することは出来ない。

逆に、税務計算上認められる特別償却及び普通償却の合計よりも真正減価償却の方が多い場合には、真正減価償却は、国防生産契約の下で生産に使用されている緊急設備の経済的有用性の損失見込額を補償するため、合理的かつ適正に配分されたものであるから、必要証明書の有無にかかわらず契約価格のコストとして控除することが認められる¹⁹⁾。

また緊急期間後の契約価格は、緊急期間末の緊急設備の未償却残高を当該設備の見積り残存耐用年数期間中に配分することにより計算される緊急設備の減価償却額をコストとして控除することが認められる²⁰⁾。

このように国防省指令は契約価格に含められる減価償却概念として新しく「真正減価償却」なる概念を導入したが同時に、それが特別償却とは必ずしも同じではないことを明白にした。

しかし「真正減価償却」は、具体的に規定されていない緊急期間における陳腐化を反映することがその特色とされることから、多くの問題が残された。

19) Dept. of Defense, *op. cit.*, III. 基本原則のG.

20) Dept. of Defense, *op. cit.*, III. 基本原則のH.

今その一つの批判として次のように指摘されている。

「諸緊急設備の緊急期間後における経済的有用性は必要証明額を決定する場合に考慮される一要素であると明示されているが、この要素に関しては何ら特殊な決定や研究がなく、ケース・バイ・ケースにより決められている。」²¹⁾

「真正減価償却」は緊急期間後における経済的有用性の予測の上に立って陳腐化の見積りが行われることから、この要素の査定は実務上概略的であつ一般的重要性しか考慮されていないという事実が「真正減価償却」の内容の具体的把握を困難にしている。

また、特別償却の証明割合が産業別に大体平均的に統一された割合を使用していることは同一産業内の諸緊急設備の戦後使用目的が異なる場合には、特別償却を「真正減価償却」の客観的尺度として考えることを困難にする。

さらに、証明割合が100%でないため緊急期間中の「真正減価償却」は特別償却だけなのか（特別償却+非証明部分に対する正常償却）を意味するののかについても混乱がある。

いずれにしても特別償却（及び非証明部分に対する正常償却との和）が個別的配慮をせずに「真正減価償却」を正しく代表しうるか否かには法解釈上疑問があるが、実務上はすでに確定されている。

したがって、良かれ悪しかれその実務が価格決定政策を行う場合の一つの基本的前提と考えられよう。

3.4 節税効果と価格効果の相対的重要性

第二次大戦期の特別償却の場合、民間設備投資拡大のための刺激は価格面からの考慮よりも節税効果を重視していたといわれている²²⁾。それは前述した政府当局の見解の混乱に見られるように特別償却の原価性に関する考察が未成熟

21) H. W. Bordner, *op. cit.*, p. 183.

22) J. P. Miller, *op. cit.*, p. 14.

であり、かつ原価算定価格決定メカニズムにより必要証明書などの手続が重視されたため、もっぱら節税効果が中心に働いていたといえよう。

当時、企業は特別償却により、緊急期間中の高率の超過利潤税を低下させる効果を期待すると共に5年間の特別償却期間終了後における納税額の相当の減少を期して投資を行った。それに対して朝鮮戦争期の特別償却は節税効果に対する期待は当然のものとして一般に認識された反面、特別償却の原価性をめぐる政府当局の見解における論争を通じて価格効果の側面が重要視され、この面から投資刺激が行われた。

ことに1951年の再交渉法で特別償却が原価要素として認められたこともあって、朝鮮戦争期の緊急期間においては価格効果が以前よりも大きく、投資刺激に貢献したと言われている²³⁾。

このように特別償却の節税効果と価格効果は理論的には常に存在するもの。実際にはその時々々の法律や政治的、経済的、社会的情勢により歴史的事象としての各緊急期間の特別償却にはいずれの効果がより多く影響を与えたかは異なると言えよう。

23) J. P. Miller, *op. cit.*, p. 15.